北海道札幌
農科大學
八田三郎 様 直

閏

十月十四日夜

浪市西通南堀江通

二丁目

勝本忠兵衛

[illegible]
八生日和藤、呻吟苦
の、殆若消と平素の信
畧元気旺盛本日出勤
の人々と血色和人らしく
なりて帰宅されし和藤
河辺住の登記とは旨
和と藤和のくるとる色と
なるを見、あきれ体
[illegible]
絶の孫係者も
諦めたるものと見く
[illegible]一本山社強要の

拙稿の採用後暫く
諦めたるものと見へ
彼一本の出社強要の
陰謀他表取消し調印
強制従来視監督者
の地位が監督者たる
所以の事と肥溜強制
（大祭を前に）
強制取消
共迫出れは何れとも
大衛宗を不見に
本日嘱托の人参
時出社作内と伝見の
隙後と回り
博本君は何あひも

時出社作内と伝見の
隙俗と曰り
勝本君は何のひも
神経衰弱と云ふは
罪作りて居るんだ
とおもて作内が不逝の
言を素せしむるも拘束
氏し
（註に曰く罪作りとは冷静なりスマシ強者と先手りなれ但地悟は一般人大人の心を知らざる者）
ヒヨが蔭にて琴の反
影ありて
妙蓮拙拙秘居ん
拙ホを思ふ爭詞影
なりもヒヨの人格
出で、金方ホ正と唯
業をいし斯るの如き

業たいし斯くの如き
業を数十年来なん
として来れる浅氏を
寧ろ恥の恥と感ずい
野の出わ生の意見は
大阪の株主をして解散を
主唱せしめ得れおわ人
筆を一筆と蔡らん
かと云わの底に之と対する
策戦未だ成竹胸中の
一抹聲を抑却は各所
了解を訂正[redacted]
一サ相拾六ケ条法を

荒木

すね証を[redacted]付けし

一廿ね拾六ヶ条法る

解放の運命と遭遇

洵にるを何苦にもかれまかせ

の指定十七字四に男を

上等巳日一派を葉るに

契約従来馬廉とわり居ん

反撥之して妙なるも勝

事にも昇月がなるとこふ

るさき如らして来てりな

初めても則一般なるる

林の如く泰也と申して

活躍替躰し明月残

[illegible]
林のめく素也と申さん
[illegible]
記録と書類提出相
[illegible]一起草の株主と定
てたる別帝文章まで
[illegible]は責任を明らかに
別帝文章[illegible]
せんかとも存じ一度[illegible]
別帝文章として挿込
[illegible]
[illegible]
[illegible]

別帝文章を挿入し
鄭陽ゆかやも鈴牛
所んかうきなれとのこてる
不其れ愛ぎ力無也

存文大中

別帝竜老又ちそる
あ、こ見あ合か刻仕